

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の健全性を維持しつつ、経営の効率化、経営環境の変化に対する柔軟な対応を図り、迅速に意思決定をすることにより企業価値を向上させることがステークホルダーとの協働につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2】

当社は、当社の株主における海外投資家の比率が約1%（2020年6月30日現在）と比較的低率であることから、コスト等に鑑み議決権の電子行使及び招集通知の英訳については実施していませんが、今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が大幅に変化した場合は、議決権行使プラットフォームの活用や招集通知の英訳について検討するものとします。

【原則1-4 政策保有株式】

保有している政策保有株式について、保有目的の適切性・保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていることに関する検証は取締役会以外でできておりますが、取締役会での検証は報告書提出日時点においては完了していません。

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則3-1】

現時点での当社の海外投資家の比率が約1%（2020年6月30日現在）と比較的低率であるため、英訳での会社情報の開示は行っていませんが、今後の株主構成における海外投資家の比率を勘案しながら、大幅な変化があったときは実施を検討するものとします。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1】

後継者計画は重要な経営課題と認識しておりますが、具体的な計画の策定について十分な議論がされているとは言えないため、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

【補充原則4-3】

取締役会は、代表取締役の選任に関する具体的な手続や基準等を確立していませんが、代表取締役に相応しい知識・経験・能力を備えた者を代表取締役として選任しております。今後、客観性・適時性・透明性ある手続を検討してまいります。

【補充原則4-3】

取締役会は、代表取締役の解任に関する具体的な手続や基準等を確立していませんが、万一、代表取締役に法令・定款違反、職務懈怠、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が発生した場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、適切に対応してまいります。今後、客観性・適時性・透明性ある手続を検討してまいります。

【原則4-6 経営の監督と執行】

現状3名の業務執行に携わらない独立社外取締役を選任しておりますが、業務の執行をしない社内取締役は選任していません。経営の監督と執行の分離をより進めるため、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10】

当社は、任意の指名・報酬委員会等の独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、独立社外取締役を含む監査等委員会と協議して定めた方針に基づき決定しております。独立社外取締役は取締役会の過半数に達していないものの、取締役8名中3名と相当数いること及び独立社外取締役の中に報酬制度について知見・経験の豊富な取締役がいることから、取締役候補の選任や取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、様々な分野における専門性や知識、経験を有する人材を取締役として選任しております。現在女性の取締役は選任していませんが、女性の管理職人材の育成に取り組んでおり、取締役会におけるジェンダー面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益を保護するために、取締役、従業員などの当社関係者がその立場を利用して当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めております。

取締役が利益相反取引又は競業取引を行う場合には、会社法及び社内規程に従い、取締役会の承認を得るものとしております。なお、取引をした取締役は、取引後、遅滞なく重要な事実を取締役会に報告するものとしております。

取締役が実質的に支配する法人並びに主要株主等(関連当事者)との間で取引を行う場合についても、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であること及び取引金額が少額で当社グループへの影響が軽微であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出年金制度を導入しております。なお、外部の運営管理機関に依頼し、毎年全従業員向け確定拠出年金制度の特徴・仕組みに関する説明会及び投資教育勉強会を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

・企業理念

「不動産を通じて豊かな社会を実現する」との企業理念を持っております。この理念は当社ホームページにおいて開示しております。

・経営戦略

半期ごとに開催している決算説明会において説明を行い、決算説明会資料を当社ホームページ上で開示しております。また、中長期的な経営戦略については、「中期経営計画」において開示しております。

・経営計画

「中期経営計画」を策定し、当社ホームページにおいて開示しております。

<https://www.global-link-m.com/ir/library/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬等は、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、株主総会の決議において、その総額の上限を決議しております。

各取締役の報酬等は、株主総会にて決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会において決議しております。

業務執行取締役等の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならないものとしております。

独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に關与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補については、適確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討し、代表取締役社長が指名し、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の選任に当たっては、監査の実効性を確保する観点から、会社経営、法務、財務・会計等の様々な分野から、それぞれ豊富な知識・経験を有する者をバランス良く選任することとし、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任するように努めております。

監査等委員である取締役候補については、上記の方針のもと監査等委員と代表取締役社長が協議して総合的に検討し、監査等委員会の同意を得て取締役会において決定しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1】

取締役会は取締役会決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨、定款に定めております。委任事項の具体的な内容は、取締役会規程及び職務権限規程において定めております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うため、取締役の報酬として、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。詳細については「」経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【インセンティブ関係】、【取締役報酬関係】」に記載しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役候補者の指名にあたっては、その独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の要件に則り判断することとしております。また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していただけるよう、率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物であることを、社外取締役に必要な資質と考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成し、取締役会の員数は取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な数を維持するものとしております。

また取締役の選任に関する方針・手続は、上記【原則3-1(4)】に対応して記載した方針・手続のとおりであります。

【補充原則4-11】

取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な数の範囲内に留めるよう努めるものとし、他の上場会社の役員兼任状況は、毎年、事業報告、有価証券報告書において開示するものとしております。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、実効的にその役割を果たしているかについて、各取締役の取締役会に対する意見を参考にしつつ、分析・評価を行い、その結果の概要を当社ホームページにおいて開示しております。

【補充原則4-14】

当社の取締役会は、必要に応じて、外部の専門家等を招聘し、取締役等へのトレーニングを実施しております。

また、当社の取締役会は、取締役の知識習得及び研鑽、ならびにそれを支援する体制が適切であるかをモニタリングし、改善を図っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、法令や上場規則上の開示にとどまらず、株主や投資家にとって有益と判断する情報の積極的開示に努めるとともに、株主・投資家との

健全な関係の維持と企業価値の持続的向上のために、株主総会の場やその他の機会を通じてコミュニケーションを十分に図り、建設的な対話を行うことに努めております。かかる対話を行うに際しては、株主・投資家間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしております。

当社が株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組みに関する方針は、次のとおりとしております。

- 1)株主との対話全般について、代表取締役社長が統括し、IR担当部門を中心として実施しております。
- 2)IR担当部門は、建設的な対話が行われるべく、経理・財務、総務、法務等の関連部署と相互に連携しております。また当該関連部署は、それぞれの専門的見地に基づき、必要な資料の作成、運営準備等の支援を行っております。
- 3)投資家説明会等の実施を通じて、個別面談以外の対話の手段の充実に努めております。
- 4)株主、投資家との対話等により把握された関心・意見・懸念等については、IR担当部門が集約した上で、取締役会に対して報告を行うとともに、適切かつ効果的なフィードバックを得て対話等に反映しております。
- 5)株主、投資家との対話等に際しての内部情報の管理に関しては、ディスクロージャー・ポリシーのもと、対応者が細心の注意を払って適切に管理するために、情報共有・意見調整等の場において又は個々の対話の前段階において、インサイダー情報に該当するか否かの確認を行うなど、内部情報管理及びインサイダー取引防止の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社G2A	2,566,500	33.73
金 大仲	1,854,200	24.37
富永 康将	220,200	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	140,800	1.85
楽天証券株式会社	100,100	1.31
中山 満則	85,500	1.12
株式会社SBI証券	79,200	1.04
鈴木 東洋	75,900	0.99
富田 直樹	75,900	0.99
GLM従業員持株会	52,000	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無 金 大仲

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12月

業種 不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

少数株主保護の観点から支配株主と取引を行う場合には、取引理由、取引の必要性、取引条件の妥当性について十分に審議を行ったうえで、取締役会において決議することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
賀茂 淳一	他の会社の出身者													
琴 基浩	税理士													
中西 和幸	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
賀茂 淳一				中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い見解から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

琴 基浩		社外取締役の琴基浩氏が所長を務める琴税理士事務所は、2005年の当社設立当初より2015年11月まで当社の顧問税理士事務所であり、社外取締役就任以前は、顧問料、セミナー講演料の支払いの取引がございました。なお、社外取締役就任以降は取引関係を有しておらず、今後も取引を行う予定はございません。	税理士の資格を有しており、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
中西 和幸			弁護士の資格を有しており、職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識と豊富な経験から、取締役会における議決権の行使及び業務執行に対する監視、監督活動を行うことができることを期待して選任しております。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由 更新

現在、当社は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置しておりませんが、監査等委員は監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員は、監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を求められるものとしております。また、監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員の監査に関わる権限の行使を補助するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、内部監査室とも密接な連携をとり、監査活動の効率化及び質的な向上を図っております。内部監査の結果は定例の監査等委員会において内部監査室から監査等委員にも報告され、監査等委員会は内部監査の方法等について必要な助言・指導を行うこととしております。また、会計監査人との会合には監査等委員が出席し、監査の実施方法とその内容等についての情報交換を行うほか、監査等委員は会計監査人が実施する往査時における立ち会いなどを通じて適宜情報交換を行うことにより、相互間の連携強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準に則り、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、固定報酬、業績連動賞与、株式型報酬により構成し、株主の皆様との一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役は固定報酬のみであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、業績向上と企業価値向上に対する役員及び従業員の意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別開示はしていませんが、取締役の報酬は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬、業績連動賞与、株式型報酬については、監査等委員会と協議して定めた以下の方針に基づき決定しております。

(固定報酬)

基本報酬として金銭で支給しております。2020年4月以降の月例の固定報酬は、2020年3月までに支給されていた月例の固定報酬額から10%カットした水準で、各取締役に支給します。また、今後取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の中に占める固定報酬の割合を段階的に引き下げていく予定であります。なお、当事業年度の固定報酬については、2016年5月23日開催の臨時株主総会において決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額200百万円(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)の範囲内で、2019年3月27日開催の取締役会にて決議しております。

(業績連動賞与)

単年度の業績達成を強く動機づけるため、2020年2月21日取締役会決議により新たに導入することとしました。連結経常利益を指標とし、各事業年度における業績目標に対する達成度に基づき支給します。業績連動賞与の算定方法・支給方法は下記のとおりとなります。

- ・「2020年度中期経営計画」において中期経営計画の数値目標の1つとして掲げていることから、連結経常利益を業績連動報酬に係る指標とします。連結経常利益の達成状況に応じて取締役会にて決議した計算式をもとに賞与原資を算出し、各対象取締役へ支給致します。
- ・当事業年度の業績連動賞与に係る指標である2020年12月期連結経常利益の目標は1,600百万円であります。

固定報酬と業績連動賞与をあわせた取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、年額300百万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づく報酬等の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名であります。取締役(監査等委員である取締役を除く。)個々の報酬額は、株主総会決議による限度額の範囲内で業務内容・業績等を勘案しております。なお、当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役 金大伸ですが、監査等委員会の意見を聴取し、尊重することとしております。

(株式型報酬)

株式型報酬は、譲渡制限付株式を毎年付与するものであります。株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、2020年2月21日取締役会決議により新たに導入することとしました。

2020年3月25日開催の当社第15回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として決議しております。なお、譲渡制限付株式の割当については下記のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取

締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

() 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。))につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。))。

() 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記()の譲渡制限期間が満了した時点において下記()の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

() 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

() 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認され、当該対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額300万円以内と決議しております。本書提出日現在において、当該限度額に基づき報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員である取締役個々の固定報酬額は、当社の業務に関与する時間と職責を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役をサポートするための専任の担当者はいませんが、人事総務部及び内部監査室において取締役会資料を事前配布し、社外取締役に検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は、代表取締役1名、取締役(監査等委員であるものを除く)4名、監査等委員である取締役3名で構成されており、代表取締役社長 金大仲が議長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則、監査等委員である社外取締役 賀茂淳一、監査等委員である社外取締役 琴基浩、監査等委員である社外取締役 中西和幸であります。当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、常勤監査等委員である社外取締役 賀茂淳一が議長を務めております。その他の構成員は、監査等委員である社外取締役 琴基浩、監査等委員である社外取締役 中西和幸であります。監査等委員である取締役のうち少なくとも1名は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査等委員会を毎月1回以上開催しております。また、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。なお、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員である取締役を1名選任しております。

(3) 経営会議

毎月1回以上経営会議を開催し、経営上の重要事項を審議することとしております。経営会議は代表取締役社長 金大仲が議長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則、監査等委員である社外取締役 賀茂淳一であります。その他役員等が会議の進行のために必要と認められた従業員もオブザーバーとして参加できることとなっております。

(4) 内部監査室

子会社を含めた全部署を対象に定期的に監査を実施し、各部署が法令、定款、内部規程に照らし適正かつ有効に職務執行しているかを代表取

取締役社長、監査等委員に報告するとともに、指摘事項について適切に改善されているかフォローアップしております。内部監査室は、会計監査人、監査等委員会並びに業務執行部門とも密接な連携を取る等健全経営に向けたコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(5)リスク対策・コンプライアンス委員会

当社の様々なリスクを一元的に俯瞰・洗い出しをしたうえで、リスクを予防・再発防止すること及びリスクが現実には発生した場合には迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止めることを目的として、リスク対策・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク対策・コンプライアンス委員会は代表取締役社長 金大仲が委員長を務めております。その他の構成員は、専務取締役 富永康将、取締役 鈴木東洋、取締役 富田直樹、取締役 中山満則であります。その他会議の進行のために必要と認めた監査等委員である取締役・従業員もオブザーバーとして参加できることとなっております。リスク対策・コンプライアンス委員会は原則として半年に1回の開催ですが、必要に応じて開催されています。

(監査等委員会監査の状況)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員会は決定された監査計画に基づき、取締役会・経営会議その他社内会議への出席、重要な契約書・稟議書の閲覧、取締役・従業員へのヒアリングといった手続を通じて、監査を実施しております。

(内部監査の状況)

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、同室所属の2名(2020年6月30日現在)が担当しております。

内部監査室は子会社を含めた全部署を対象として、各部署が法令、定款、内部規程に照らして適正かつ有効に職務執行しているかを定期的に監査しております。監査結果を代表取締役社長、監査等委員会に報告するとともに、指摘事項について適切に改善されているかフォローアップしております。

(会計監査の状況)

2019年12月期の会計監査の状況は下記のとおりです。

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 飯畑 史朗

指定有限責任社員・業務執行社員 小川 伊知郎

八. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7人

その他 13人

(社外役員の状況)

本報告書提出日時点において、監査等委員である取締役の内3名が提出日現在の会社法における社外取締役であります。

当社は社外取締役となる者の独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の要件に則り判断するものとしております。また取締役会における率直かつ活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

当社は監査等委員である社外取締役3名(賀茂淳一、琴基浩、中西和幸)全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

監査等委員である社外取締役賀茂淳一は、中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる他社監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い経験を有しております。

監査等委員である社外取締役琴基浩は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

監査等委員である社外取締役中西和幸は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。

監査等委員である社外取締役賀茂淳一は、当社子会社グローバル・リンク・パートナーズの監査役を兼務しております。

監査等委員である社外取締役琴基浩は、当社の株式を80株、新株予約権を5個保有しております。

なお、これらの関係以外に当社と社外役員の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。なお、当該責任の限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査・監督できる立場を保持しております。

これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ウェブサイトにおいて掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにてディスクロージャー・ポリシーを掲載しております。 https://www.global-link-m.com/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした会社説明会を適宜開催しております。また、当社ウェブサイトにおける情報開示を充実させていく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表者が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、有価証券報告書、株主総会招集通知、決算短信、決算説明会資料、決算以外の適時開示等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部 経営企画課 担当役員: 管理本部長 鈴木東洋 事務連絡責任者: 経営企画部長 竹内文弥、経営企画部 経営企画課 大類亜由美	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス管理規程において、お客様、株主、従業員に対する行動規範を定め、その立場の尊重を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト、決算説明会等を通じてステークホルダーに対して、適時に情報を提供していく予定であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会から要請がある場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

監査等委員会を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

2. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。

取締役及び使用人は、職務執行に関し、法令若しくは定款に違反する重大な事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告を行う。

取締役及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行う。

監査等委員に上記 または の報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対して不利な取扱いを行わないよう、体制を整備、運用する。

3. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場をもつ。

監査等委員の職務執行に伴う費用について、監査等委員会と協議の上一定額の予算を設けるとともに、監査等委員が当社に対し当該費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理及び社会的規範の遵守に努める。

「コンプライアンス管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行う。

業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う。

内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び未然防止に努めるとともに、問題が発生した場合においては、その解決と再発防止に努める。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連絡し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証する。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づきリスク対策・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価及び対策を検討する。

7. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の検討及び決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の管理・監督等を行う。

「経営会議規程」に基づき、経営会議を開催し、取締役会付議事項・代表取締役社長決裁事項の事前審議及び経営上の重要事項の審議・報告を行う。

8. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて、経営理念を共有するとともに、コンプライアンスの基本方針を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。

「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、また「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、全社として整備・対応しております。

(1) 反社会的勢力排除の対応方法

「反社会的勢力等チェックに関するマニュアル」に則り、当社が取引を開始しようとする先が反社会的勢力でないかを調査し、該当する項目があった場合は、対応部署に対して取引等の中止の勧告等をしております。

また、既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。また、すべての取引先との間で締結する契約書又は覚書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益法人暴力団追放運動

推進都民センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

有事の場合は警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要がある場合は、これらの機関と積極的に連絡をとり、民事と刑事の両面から法的対応をとるようにしております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応部署を定め、反社会的勢力に関する情報の一元管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

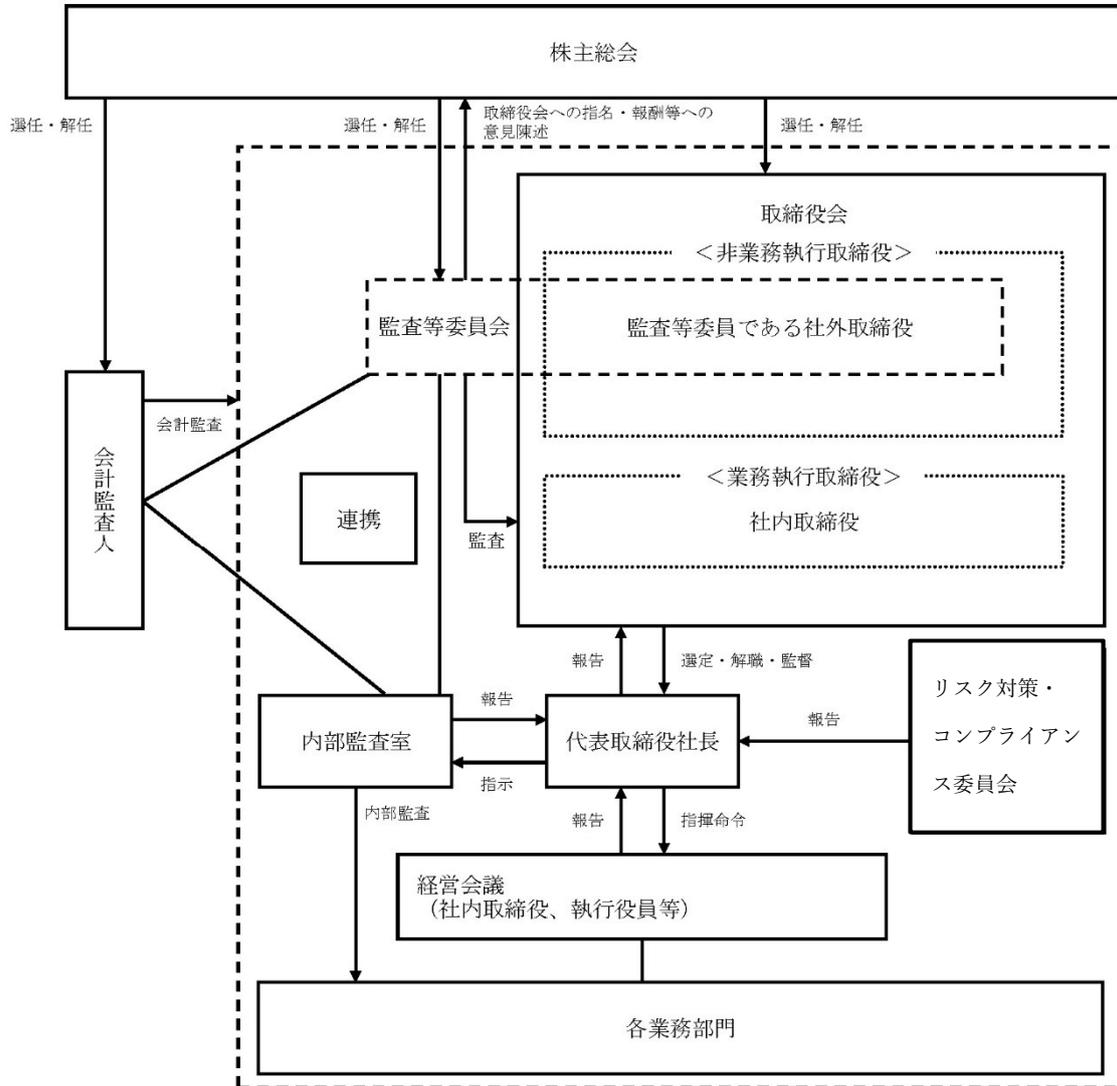
買収防衛策の導入の有無

なし

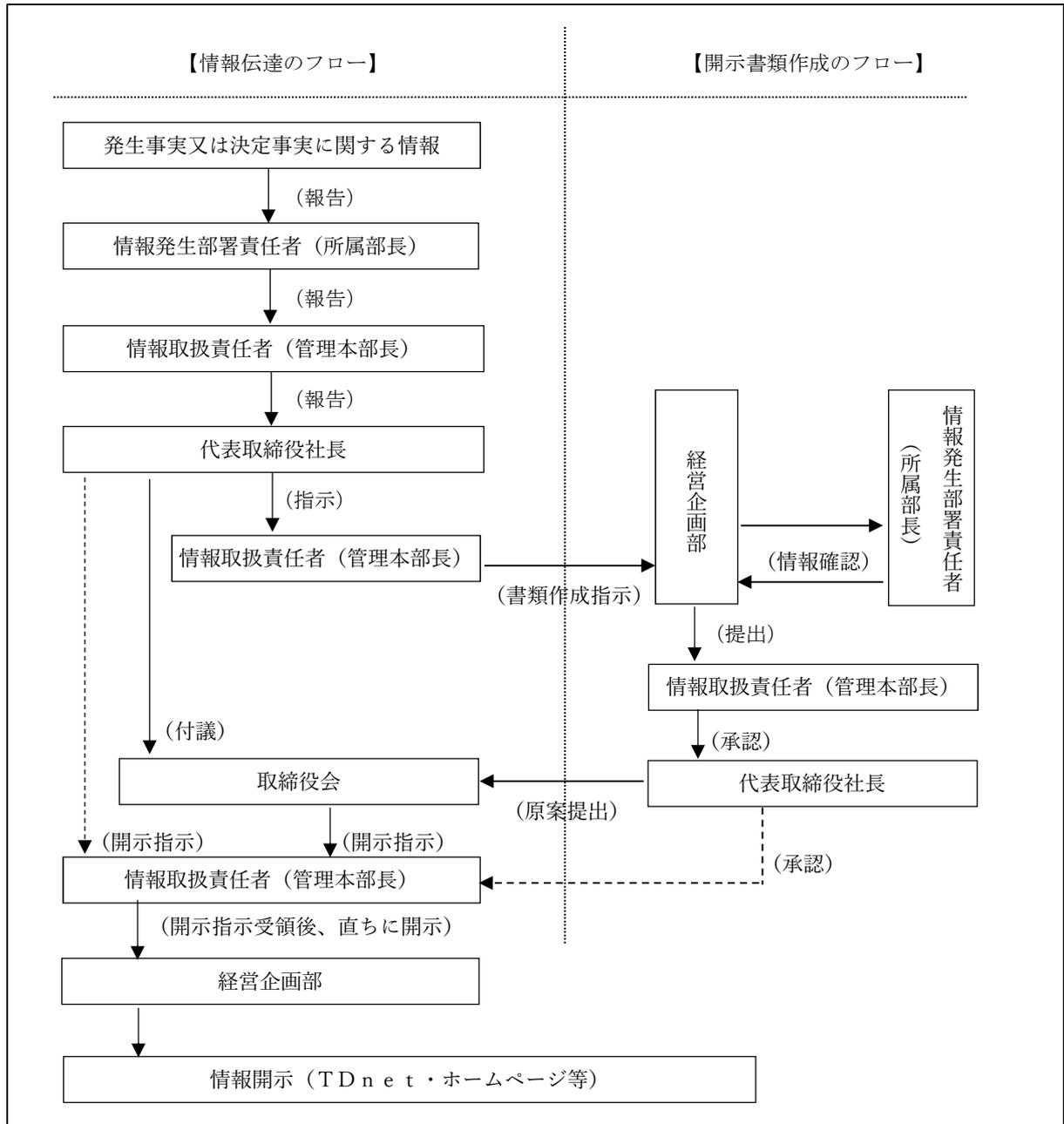
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

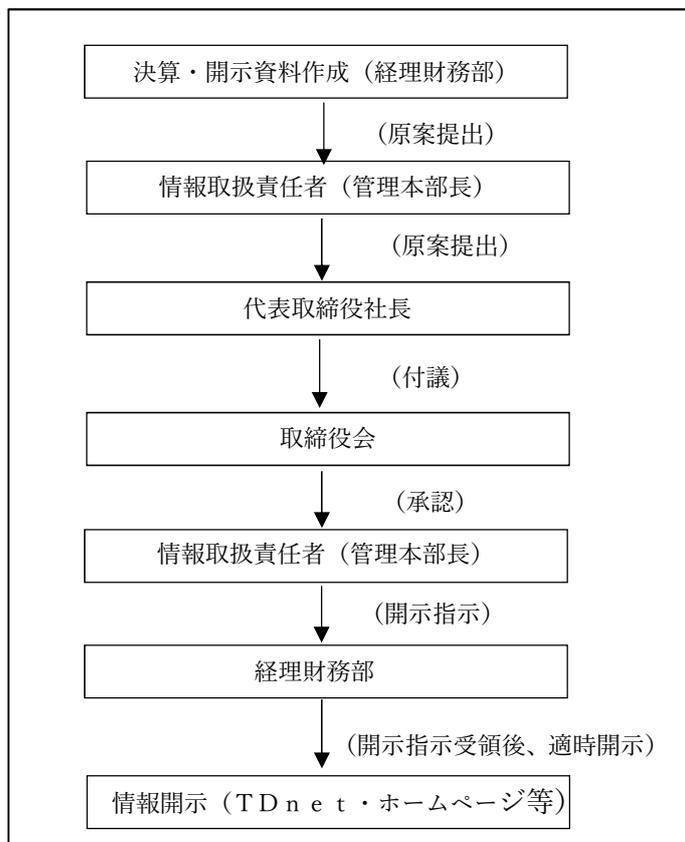
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



【決算に関する情報の適時開示業務フロー】



以上